

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省28-⑫)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する					担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川計画課長 平井 秀輝		
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。					施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成29年8月		
業績指標	初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	24年度	25年度	26年度	27年度								28年度
48	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	①約37% ②約32%	平成26年度	-	-	①約37% ②約32%	①約42% ②約37%	①約47% ②約42%	①約75% ②約77%	平成32年度	【指標の定義】 ①河川堤防の整備率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合 ②水門・樋門等の耐震化率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水重要水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
49	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理、②県管理)	①約71% ②約55%	平成26年度	-	-	①約70.7% ②約54.7%	①約71.3% ②約55.3%	①約71.8% ②約55.5%	①約76% ②約60%	平成32年度	【指標の定義】 人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
50	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	-	-	-	0%	0%	100%	平成32年度	【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村数の割合(=①/②%) ①:洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数 ②:想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。 なお、浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行うこととしている。			
51	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約37%	平成26年度	-	-	約37%	約38%	約39%	約41%	平成32年度	【指標の定義】 【分子】対策実施数 【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等にかかる土石流危険渓流等の数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定			
52	土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数	①約42万区域 ②約40万区域	平成26年度	-	-	①約42万区域 ②約40万区域	①約48万区域 ②約44万区域	①約53万区域 ②約49万区域	①約65万区域 ②約63万区域	①平成31年度 ②平成32年度	【指標の定義】 ①土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数 ②土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定			
53	TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数	17都道府県	平成26年度	-	-	17都道府県	27都道府県	44	47都道府県	平成32年度	【指標の定義】 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体を実施する実働訓練にTEC-FORCEが参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。 早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、平成32年度までに全都道府県で実施することを目標としている。			
54	国管理河川におけるタイムライン策定数	148市区町村	平成26年度	-	-	148市区町村	344市区町村	657市区町村	730市区町村	平成32年度	【指標の定義】 国管理河川における洪水浸水想定区域内にある市区町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成32年度までに、国管理河川における洪水浸水想定区域内の市区町村(730市区町村)全てにおいて、策定することを目標として設定			

55	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	0	平成26年度	-	-	0	0	0		約900	平成32年度	【指標の定義】 最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけられた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数 【目標設定の考え方・根拠】 H32までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。	
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
29年度 行政事業レビュー 事業番号		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)									
(1)	河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連29-⑧)	58	321,485	234,695	276,813	196,789	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)					49	河川改修事業(直轄・補助)及び総合水系環境整備事業(直轄)の実施箇所数  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)  人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)  平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
(2)	河川改修事業 (補助・床上浸水対策特別緊急事業)(平成7年度)	121	8,974	8,000	7,947	7,890	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させること等を目的に、河川の改修やダムを整備を実施している。このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。  ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等					49	・事業着手時に平成26年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成27年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成28年度完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業の整備延長(予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの)  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成26年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成27年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成28年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数  事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止(対象:事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数

(3) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年度(補助))	122	129,584	137,052	144,734	151,237	<p>河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダムの整備を実施している。このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)</p>	49	<p>ダム建設事業の実施箇所数 (直轄事業、水資源機構事業、補助事業)</p>
		(129,152)	(136,865)	(144,173)	<p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間)</p>			
					<p>人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(県管理区間)</p> <p>平成32年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から約2.1万戸減少させる。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p>			
(4) 砂防事業 (明治31年度)	124	93,187	87,666	89,715	80,637	<p>砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備を整備する。これにより、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)</p>	51	<p>・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所</p>
		(92,112)	(87,446)	(89,423)	<p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>			
(5) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	127	16	16	16	16	<p>急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。</p>	51	<p>急傾斜地崩壊対策に関する検討業務</p>
		(16)	(16)	(15)	<p>平成32年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率</p> <p>平成32年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率</p>			

<p>(6) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連29-13)</p>	<p>128</p>	<p>27,940  (27,923)</p>	<p>20,785  (20,701)</p>	<p>14,758  (14,590)</p>	<p>-</p>	<p>東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。</p>	<p>48</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施箇所数(直轄河川)</li> <li>・実施箇所数(直轄・水資源機構管理ダム)</li> <li>・土砂災害対策箇所数</li> <li>・実施箇所数(海岸)</li> </ul> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに約37%から約75%まで引き上げる。</p> <p>・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (①河川堤防の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに約39%から約69%まで引き上げる。</p> <p>・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (②海岸堤防等の整備率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率を平成32年度までに約32%から約77%まで引き上げる。</p> <p>・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率 (③水門・樋門等の耐震化率)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに約40%から約78%まで引き上げる。</p> <p>・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (①河川)</p> <p>南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸の水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率を平成32年度までに約43%から約82%まで引き上げる。</p> <p>・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (②海岸)</p>
<p>(7) 防災・安全交付金(平成24年度)</p>	<p>376</p>	<p>1,254,570  (1,243,849)</p>	<p>1,146,342  (1,142,974)</p>	<p>1,215,699  (1,212,518)</p>	<p>1,053,176</p>	<p>命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するため、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画(防安交)※に基づく次の取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業等に対する総合的・一体的な支援を行う。</p> <p>※ 計画期間は3～5年。地方公共団体等が単独で、又は共同して社会資本総合整備計画(防安交)を策定</p> <p>※ 計画策定に当たっては、地域の防災性・安全性の向上等の実現状況等を測るための成果指標(アウトカム指標)を設定</p>	<p>48,49,50,51,52</p> <p>社会資本総合整備計画数(全国ベース)</p> <p>社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)</p>
<p>(8) 水害等統計作成経費(昭和36年度)</p>	<p>129</p>	<p>14  (13)</p>	<p>14  (13)</p>	<p>14  (12)</p>	<p>13</p>	<p>①毎年、1月1日から12月31日までの間に発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益事業者施設等の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業員数等並びに公共土木施設被害額、公益事業者被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託のうえ、実施。</p> <p>②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することができる統計書等の作成。</p>	<p>-</p> <p>水害統計の作成</p> <p>水害統計ホームページ閲覧件数</p>
<p>(9) 洪水予報施設運営に必要な経費(昭和25年度)</p>	<p>130</p>	<p>19  (19)</p>	<p>19  (19)</p>	<p>19  (19)</p>	<p>19</p>	<p>本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。</p>	<p>-</p> <p>全国の洪水予報施設の保守点検</p> <p>適切に機能を発揮している予報施設数</p>

(10)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	133	96 (96)	96 (96)	96 (96)	95	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	-	全国の洪水予報施設の更新 適切に機能を発揮している予報施設数
(11)	防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	134	65 (65)	65 (65)	65 (65)	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標の達成に向けた活動等を推進する。	-	我が国から主張を行った水・防災分野における国際会議の開催数 我が国の主張を発信した水・防災分野に関する国際会議等における国連加盟国の出席数
(12)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	135	4 (4)	4 (0)	4 (1)	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)の形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施 土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報等の通知回数
(13)	水関連分野の防災協働対話推進のための調査検討経費 (平成27年度)	137	0 (0)	17 (17)	17 (17)	17	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	-	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、情報発信を行った技術・政策の数
(14)	市場機能を活用した防災・減災対策の推進に関する調査・検討経費 (平成28年度)	139	0 (0)	0 (0)	7 (7)	7	住民自らが行う住宅や家財を水害から守るための防災・減災対策の現状等の整理や住民ニーズの調査を実施した上で、助成、税制等の市場機能を活用した防災・減災対策の推進策として実施が望まれる事項や、防災・減災対策の周知・普及を促進するための方策について検討を行う。	-	住民の自発的な防災・減災対策の普及促進に資する取組事例 地方自治体における新規助成制度等の数
(15)	水災害に係る企業等の防災力向上に関する調査検討経費 (平成28年度)	140	0 (0)	0 (0)	8 (7)	6	大規模な水害による壊滅的な被害を回避するためには、経済活動の担い手である企業等が、水害等に対する意識を高め、主体的に企業防災を推進するために必要な取組を検討することが必要である。しかし、浸水区域に立地している企業であっても、多くの場合、水害に対する備えがほとんどなされていないのが現状である。また、自然災害から命を守るためには、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成する必要がある。そのためには、幼少期からの防災教育を進めることが必要である。このため、企業等の防災に関する現状把握及び分析を行い、水害への対応力を向上させるための手順書等を作成するとともに、学校教育現場で活用できるモデル教材・指導計画の作成、学校関係者向け啓発資料の作成を行う。	-	企業等が水害への対応を向上させるための手順書 ※28年度の活動実績は手順書(案)の作成であり、29年度に改善 企業と連携して大規模水害への対応力を向上させる取組を実施している地域数
(16)	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化検討経費 (平成28年度)	141	0 (0)	0 (0)	8 (7)	10	降灰等の堆積後の降雨に起因する土石流について、既往の事例を海外の事例も含め収集し、火山堆積物の性質と土石流の発生降雨量等についての調査を行い、火山堆積物の性質等を踏まえた土砂災害緊急情報の雨量基準の設定手法の検討を行う。また、緊急調査を実施する地方整備局職員による効率的な火山灰の特性等の調査方法について検討を行い、火山堆積物の性質を考慮した土砂災害緊急情報の雨量基準設定の手引き(案)を作成する。	-	火山噴火時の土砂災害緊急情報等の高度化に関する手引き(案)の数 火山噴火時の土砂災害緊急情報等について、高度化した情報の通知率
(17)	大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制強化手法検討経費 (平成29年度)	新29-009	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14	過去の大規模地震発生後の土砂災害について、自治体の警戒避難に関する取り組み事例を調査し、地震後の二次災害防止に向けた取組を整理・分析した上で、大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制強化手法を検討する。	-	大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制強化手法に関する事例集の数 大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制を強化した市町村数
(18)	水災害分野における気候変動適応策の推進のための調査・検討経費 (平成27年度)	138	0 (0)	11 (10)	11 (8)	10	地球温暖化に伴う気候変動による海面水位の上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等により水害、高潮災害等が頻発、激甚化することが懸念されている。これを踏まえ、水災害分野の気候変動適応策を検討し、適応計画としてとりまとめた。とりまとめた適応計画を推進するため、気候変動の不確実性の取扱いを体系的に整理し、外力の取扱い等の調査検討を行う。また、どこで氾濫が発生するか等のリスク評価の手法の開発や、高潮の浸水想定に必要な外力の設定方法等を調査・検討する。	-	適応計画の政策立案に資する報告書や手引き等の作成数 気候変動適応策の推進に関する政策提案数
施策の予算額・執行額			927,723 (742,536)	833,843 (616,248)	881,495	586,904	【施政方針】 第百九十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日) 「昨年の台風十号では、岩手の岩泉町で、避難が遅れ、九名の高齢者の方々が川の氾濫の犠牲となりました。現場に足を運び、御冥福をお祈りするとともに、再発防止への決意を新たにしました。 水防法を抜本的に改正します。介護施設、学校、病院など避難に配慮が必要な方々がいらっしゃる施設では、避難計画の作成、訓練の実施を義務化します。中小河川も含め、地域住民に水災リスクが確実に周知されるようにします。 治水対策の他、水害や土砂災害への備え、最先端技術を活用した老朽インフラの維持管理など、事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱(じん)化を進めます。」 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針2017について(平成29年6月9日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)		
備考									